

岩手県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第20号

岩手県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

岩手県子ども・子育て会議条例（平成25年岩手県条例第69号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） 第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、岩手県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） 第72条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、岩手県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。